

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会議名	令和5年度 第1回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事務局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和5年7月31日（月）
開催時間	午後13時30分 ～ 午後15時30分
開催場所	障がい福祉センターあしすと 5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠席者	なし
会議次第	1 開会あいさつ 2 委員紹介 3 議事 （1）国連の障害者権利条約と日本への勧告について考える （2）合理的配慮等に関するアンケートの報告と今後の取組みについて 4 事務連絡 （1）今後の開催予定 （2）その他
資料	1 第1回権利擁護部会 次第 2 令和5年度 自立支援協議会名簿【資料1】 3 足立区地域自立支援協議会の目的・機能【資料2】 4 令和5年度 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会活動計画書【資料3】 5 足立区地域自立支援協議会 本会議・専門部会の協議の進行について【資料4】 6 国連の障害者権利条約について【資料5】 7 障害者権利条約【資料6】 8 権利擁護部会委員への「合理的配慮等」に関するアンケート調査結果について【資料7】 9 障害を理由とする差別の解消の推進【資料8】
その他	公開状況：公開 傍聴：なし

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

○小川事務局員

皆様、お暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。令和5年度第1回権利擁護部会を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、障がい福祉課の小川と申します。よろしくお願いいたします。

早速ですが、本日の配布資料を確認させていただきます。

【資料1】令和5年度 自立支援協議会名簿

【資料2】足立区地域自立支援協議会の目的・機能

【資料3】令和5年度 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会活動計画書

【資料4】足立区地域自立支援協議会 本会議・専門部会の協議の進行について

【資料5】国連の障害者権利条約について

【資料6】障害者権利条約

【資料7】権利擁護部会委員への「合理的配慮等」に関するアンケート調査結果について

【資料8】障害を理由とする差別の解消の推進

不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、次第にそって進めさせていただきます。まず、開会あいさつを障がい福祉課長の日吉よりさせていただきます。

1 開会あいさつ

○日吉委員

皆様、こんにちは。障がい福祉課長の日吉と申します。本日はお暑い中、そしてお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

権利擁護部会は、障がい者の権利擁護の推進と差別解消ということで、地域の中で障がい者の方が暮らしていくには非常に重大な課題だと考えております。皆様には様々な意見を出していただき、活発な意見交換をさせていただければと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

2 委員紹介

○小川事務局員

続きまして、委嘱状についてです。今回新しく権利擁護部会にご参加いただく方が2名いらっしゃいます。足立区民生・児童委員の島田委員、北千住旭クリニックオリーブ会の金子委員です。本来であれば、委嘱状を直接お渡しさせていただくところですが、まだ新型コロナウイルス感染症の感染者が増えているということで、机上に配布させていただきました。

続きまして、委員の紹介です。私の方からご紹介させていただきます。権利擁護センターあだちの山本部長、足立区民生・児童委員の島田委員、足立区手をつなぐ親の会の佐藤委員、北千住旭クリニックオリーブ会の金子委員、ピアサポーターの成田委員、成仁病院の小杉委員、足立地区人権擁護委員会の田中委員、ハローワーク足立の薄田委員、足立区肢体不自由児者父母の会の鈴木委員、花畑共同作業所の吉田委員、希望の苑の佐藤委員です。そして足立区から、中央本町地域・保健総合支援課の秦委員、障がい福祉課の日吉委員です。委員の皆様、改めましてよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事についてご案内します。会議の内容及び発言者について議事録を作成し、後日、足立区のホームページで公開する予定です。そのため、議事の内容を録音させていただきますので、ご了承ください。また、議事録を効率的に作成するために、発言する前にお名前を言っていただくと助かります。

それでは、本日の議事に移ります。ここからの進行は山本部長にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 議事

○山本部長

改めまして、皆様、お暑い中お集まりいただきありがとうございます。この部会の部長を務めさせていただいております、権利擁護センターあだちの山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第にそって進めさせていただきます。

（1）国連の障害者権利条約と日本への勧告について考える

○小川事務局員

事務局の小川です。

資料5、6をご覧ください。

まず、障害者権利条約を今回のテーマに取り上げた動機です。昨年度、差別解消法や成年後見制度を権利擁護部会で議論させていただきました。この差別解消法や成年後見制度は、これからお話しする障害者権利条約と深い関わりがあります。また、我々が普段障がい者や障がい児の方に必要だと思ってやっている支援が、実は障害者権利条約から見るとそうでもない、どちらかというところで見られている部分があります。この二つが、今回私が皆様とお話しさせていただきたいと思った大きな動機です。

障害者権利条約が実際に採択されたのは2006年、発効されたのが2008年です。日本は、2007年に署名という形で意思表示をしています。ところが、障がい者団体を中心に、「批准するのをちょっと待ってくれ」という意見が出ました。というのも、国内法の整備がまだできていなかったということが背景にあります。例えば、障害者基本法の改正があります。また、障害者総合支援法や虐待防止法はまだできていませんでした。障害者総合支援法は前身の障害者自立支援法が少しずつ変化してきたところではありますが、虐待防止法は障害者権利条約の話が出た頃は、まだ成立していませんでした。その他様々な権利に関する法律や考え方が整備されていないということが、当時はありました。このあたりを一通り整備した上で、2014年1月に日本も批准しました。この障害者権利条約は、憲法の次に位置づけられるものになります。法律よりも上位にあるものです。

資料6の15ページから障害者権利条約の条文が載っています。資料5に主な内容について、いくつか列挙しました。例えば、障害者権利条約では、障がいのとらえ方について考え直しましょうと言っています。従来は、医学モデルという考え方が、障害者権利条約だけでなく、色々なところで障がいの考え方として出てきました。「障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題、医療を必要とするもの」とあり、従来は治さなくてはいけないものという考え方でした。それが、社会モデルという「障がいは主に社会によって作られた障がい者の社会への統合の問題」、少し工夫すれば障がいは解消されるという考え方

へ変わっていきました。これが医学モデルから社会モデルへという考え方です。それから目的は、ここへ書かせていただいたとおりです。そして、平等・無差別と合理的配慮についても、障害者権利条約で取り上げられています。特に、平等・無差別というところは、差別解消法にリンクする話になっています。それから、意思決定過程における障がい者当事者の関与というところで、「障害者に関する問題についての意思決定支援過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させるよう定める」とあり、障がい者のことを放っておいて皆で障がい者のことを決めるのではないよということは1970年代から言われていましたが、改めてここでも言われています。その他で、施設・サービス等をもう少し使いやすくしようということや、自立した生活・地域社会への包容、教育、雇用等について、障害者権利条約の中で詠われています。

次に、日本に対する審査と勧告についてです。批准した国は、条約に基づく取り組みについて定期的に報告し、その報告について国連の障害者権利委員会が検討した上で、勧告するとなっています。これは、障害者権利条約第35条、第36条に書かれています。日本は2016年に報告を一旦提出していますが、国連側の都合や新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年度初めて審査されました。審査から勧告までの流れというところで、政府が政治的にやってきたことの報告と、障がい者団体等からの報告の2本立てで報告を上げることが特徴です。パラレルレポートという言い方をされていますが、全部の団体が個々に報告を上げると大変なので、できればまとめるようにとされています。そして、勧告で期待されることは、国連からの勧告や要請を受けて国内の法制度を見直していくことや、国内法制度を改善し、さらにそれを国連に報告して審査を受けるというやり取りの繰り返しを仕組みとして定着させることが目的です。現実にはまだそこまで至っていないようですが、このような流れになっています。

ここからは、勧告された内容のうち三つをご紹介します。皆様と意見交換できればと思っています。

一つ目は、第12条「法律の前にひとしく認められる権利」というところです。主に成

年後見制度や意思決定支援の仕組みについて触れられています。そもそも成年後見制度自体が問題だと言っています。後見類型はどうか、改善の方向性として成年後見制度そのものをなくした方が良いのではないかとあり、実際に見直す動きが出ています。例えば、成年後見制度は使うことになるとう一生使わないといけませんが、これをピンポイントで使うことはできないかということや、後見類型をやめて全て補助という形にできないかという議論がされています。それから、本人の意思決定について、しっかり尊重する仕組みを作りなさいということで、意思決定支援法のようなものを作るべきだという意見も出ています。障害者権利条約では、意思決定支援の仕組みではなく、意思決定そのものをしっかり仕組みとしてやりなさいということを行っています。

二つ目は、第19条「自立した生活及び地域社会への包容」というところです。これは主に地域生活のことを言っています。求められていることとしては、どこで誰と住みたいかということは本人の意思によって決めるべきこと、本人の意向をしっかり確認すること、施設や家族に依存しない地域社会をコストをかけて作りなさいと言っています。それから、在宅サービスの充実・仕組みの変更等ということで、地域サービスの量・質の確保、複雑なサービス体系の見直し等が言われています。具体的に、入所施設に充てていた予算を地域生活の支援に充てなさいということも、障害者権利条約の中で言っています。しかし、ここで言っていることは、施設を全て否定してなくせということではなく、生活する場所は本人が選ぶ、本人の意思を尊重した上で進めていくように言っています。

三つ目は、第24条「教育」です。端的には特別支援教育について言っています。「分離教育を終わらせることを目的として」とあります。今までは、特別支援教育が始まってからは、分離した上で対応することが標準的とされていましたが、勧告では分離することについて根本的に見直すように言っています。そして、インクルーシブ教育、障がい児者を包容する教育を進める、個別の教育ニーズを満たし、インクルーシブ教育を確保するために合理的配慮を保障することを勧告で求めています。場を分けることだけではないと言っています。この勧告が出た時に、文部

科学大臣が「特別支援教育はやめません」と発言していたことを思い出します。

一つ目は成年後見制度とそれに関わる意思決定支援、二つ目は地域生活の話、入所施設やグループホームは入れられるところではなく、本人たちの意向を考えた上でやっていく、三つ目は特別支援教育のあり方ということでした。この他にも議論していかねばいけないこともあるのですが、特に権利擁護部会と関わりの深い三点を挙げさせていただきました。

○山本部会長

ただいまの障害者権利条約の説明について、皆様からご質問、ご意見はございますでしょうか。

これまで権利擁護部会や自立支援協議会で、障害者権利条約について深く見ていくことはなかったのではないかとということで、今回取り上げていただきました。障害者権利条約における障がいのとらえ方について、医学モデルから社会モデルへ転換していく必要があるということでした。私も学生時代にこのあたりの言葉をよく耳にしましたが、個人が障がいを治して社会に合わせていくという考え方から、社会側が障がいの特性に合わせて政策を変えていくという方向に転換していくということでした。このあたりは今日の二つ目の議題の合理的配慮にも絡んでくる考え方だと思います。

○小川事務局員

補足です。資料に追加し忘れたのですが、とても重要なことです。第19条「自立した生活及び地域社会への包容」のところで、「地域社会における精神保健支援とともにあらゆる期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者全ての事例を見直し、事情を知らされた上での同意を確保し、自立した生活を促進すること」とあります。精神の方の支援の中で、長期入院、社会的入院がよく言われているところですが、改めてここで触れられています。本来なら地域で暮らせるけど、やむを得ず入院されている方がたくさんいらっしゃいます。

精神障がい者のことについて触れられている部分について、補足させていただきました。

○山本部長

まず、一つ目の法律の前にひとしく認められる権利について、ご意見等ありますでしょうか。成年後見制度の問題点について、改善する方向性を探っていく必要があるのではないか、制度改正へ向けてどのようなプロセスが必要か、意思決定支援をいかに推進していくか、という視点でいかがでしょうか。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

成年後見制度をたくさん勉強させていただいて、今すぐ使わないといけない方もいらっしゃると思いますが、基本的に知的障がいの方たちは、制度が改善されることを待っていて、できるだけ使わない方向にという考えがあります。親が先に亡くなったとしても、遺言を書いておけば、字の書けないお子さんでも成年後見人をつけなくても良いという勉強会が多かったと思います。今、国の方で動いてくださっているので、制度が良くなることを待っている形です。また、ピンポイントで使えるようにしてほしいという意見も育成会から出ていますが、逆に一生面倒みってくれる人がいてほしいという思いもあります。それから、毎月2万円を払うことがきついという声もあるので、そのあたりが改善していけばというのが率直な感じです。

○小杉委員

成仁病院の小杉です。

精神障がいの方の支援を行う上で成年後見制度を利用することもままあるのですが、精神障がいの特徴の一つとして、症状に波がある方もたくさんいらっしゃいます。一時は後見人がついてサポートが必要ですが、ある一定期間を超えると状態が改善して、後見人がいなくてもご自分で意思判断できる方もいると、現場でやっていると感じています。確かにその時の状態によって必要な時とそうでない時があると、説明を聞いていて感じたので、制度が柔軟になるといいのかもしれないと感じました。

また、後見人によるとありますが、処遇の重大な場面で本人の意思をしっかり確認してくださる後見人もいれば、あまりその行為がなく進んでしまう場面もあると、振り返りながら感じました。後見人が本人の意思を確認した上で進めていくというプロセスを、私

たちも意識しないといけないと感じました。高齢者の方で施設に入ってしまうと後見人が全然来ない方もいらっしゃるみたいですし、そのあたりが改善されると良いと思いましたが、私たちも支援していく中で考えていかなければいけないと思いました。

○山本部長

今、お二方からご意見をいただきました。まず、成年後見制度の使いづらさという点で、小杉委員のお話の中にもありましたが、精神の方ですと、症状によって必要な時とそうでない時があります。現在の成年後見制度では、基本的に後見人は生涯つき続ける内容になっています。そのあたりが、障害者権利条約で懸念されているということになります。

それから、本人の意思をどこまで確認して、後見人として支援していくかですが、よくやってくれる後見人もいれば、そうでない方もいるということです。制度利用を少し考えてしまう一つの要因なのかもしれません。例えば、ずっと入院されていた方が、いかに地域の中に入って地域で生活していける支援をできるかということに絡んできます。ずっと入院をしていたけど、よく話を聞いてみると、自立して生活してみたいという気持ちのある方が中にはいらっしゃるかもしれません。でもそのまま入院を続けざるを得ない状況になってしまっている方もいらっしゃるかもしれません。これは二つ目の自立した生活及び地域社会への包容に絡んできます。

それでは、二つ目の自立した生活及び地域社会への包容のところ、どこに住むのか、どんな暮らしをしていきたいのか、は後見さんが勝手に決めてしまうのは最大の問題点です。ご本人のお気持ちにどれだけ寄り添って決めていけるか、というところですが、ご意見等ありますでしょうか。

○小杉委員

成仁病院の小杉です。

19条の42の部分はすごく大事なところだと思っておりまして、精神科病院の社会的入院は、退院促進が大分進んでおりまして、地域に戻られる方がたくさん増えている反面、足立区民の方で精神科病院に1年以上入院している方は約200人います。自立支援協議会精神医療部会の中で、この方々がなぜ今も入院しているのかということをしっか

り分析した方が良いだろうということで、病院に向けてアンケートをやろうとしているところです。その中で重要なことは、どこで誰と住みたいか、当事者の意向をしっかりと確認することを念頭においてやらないといけないと思いました。なぜ退院できないのかということ推測した時に、地域の受け皿の問題があるかもしれませんし、ご本人が退院をあきらめてしまっていることもあると思います。退院をあきらめてしまっている理由をしっかりと考えないといけないと思っていて、入院している患者さんは地域の情報を何も持っていないこともあるのでしっかり情報をお届けして、使える資源の説明をしたり、退院してうまくやっている方のモデルを提示した上で、意向を確認していかなければいけないと感じました。

また、「地域社会をコストをかけて作ること」とありますが、ただお金をかければ良いということではなくて、何が足りなくて地域に戻って来られないのかということをしつかり考えていかなければいけないと感じました。次の精神医療部会の方でも検討をしつかりしていきたいと思っています。

○山本部長

精神障がいだけでなく、身体障がい、知的障がいの方でも、やむなく病院や施設で暮らすという選択をせざるを得ない状況の方もいらっしゃるかもしれません。その方自身がどのような暮らしを望んでいるのかをよくよく聞いてみて、地域で暮らすことを望んでいるとなった時に、そのような方々を地域で支えていくためには、今のサービスで賄えるのかといったことも含めた議論もされていくのかなと思います。いかがでしょうか。

○成田委員

ピアサポーターの成田です。

ピアサポーターとして、コロナ前は入院している患者さんと実際に話しをして、社会に出たらどうしていくかということ話し合っていました。退院しても終わりではなく、生活について伝えていけることはお話をしています。そのあたりをもう少し早くから話し合っ、意思疎通をして、患者さんが安心して社会に受け入れてもらえるようにできれば良いと思いました。

○鈴木委員

父母の会の鈴木です。

肢体不自由の場合、施設や家族に依存しない地域社会というのは無理なので、誰かに介助してもらわないと生活できません。ここ数年、親が高齢化して家でみることができなくなって、生活介護の通所施設を退所して、地方の入所施設に入るという方が多くなってきています。どこで誰と住みたいのかという当事者の意見が、親がみられないからという理由で入所施設という感じになってしまっています。また、本人の障がい重度化して医療面もみることができる施設に入らなければいけないということになっている状況です。

意思決定について、障がい重度・重複している方は、本人がどう思っているかわからないけど、親の思いを重点に、「多分こうであろう」ということで個別支援計画を立てていると思います。ご本人の本当の気持ちはわからないけどこれが一番良いのではないかと、相談支援の方と相談してやってきていると思いますが、意思決定としてどうなんだろうということはみなさん意見として出ています。

○山本部長

おっしゃるとおり、意思決定の支援の仕方というのは本当に難しいです。ご本人はこう思っているだろうと類推して汲んでいくのですが、そこをどのような形で意思決定支援をしていくのかということが、判断能力が不十分な方への支援ではより重要になります。一人で決めていくよりは、家族や支援者のチームで最大の意味を引き出して、最善の方法を選択していくことが大切だと思います。

親が高齢化するという課題はどの家庭もいずれは通る道ですので、地域で暮らせるような仕組みがあるべきではないかということが、障害者権利条約の勧告で言われているのではないのでしょうか。このあたりを考えていく必要があると思います。

○佐藤委員

希望の苑の佐藤です。

現在55名の利用者がいらっしゃいますけれども、お一人お一人どこに住みたいか聞いた答えがどうなるかなというのが、心苦しいところです。

今回、お母様が倒れられて急遽ショートステイを使われた方がいます。家に帰ることは難しいということで、自立訓練に入所される予定ですが、ご本人は明確に「お母さんと一緒にいたい」と言っています。そう言っているにも関わらず、実現はできないので已むなく入所される様子に胸がつまされます。生活に慣れてくださるといいなと思います。今まで通っていた施設が隣にあります、これからは日中は当施設で過ごすことになり、ご本人に寄り添いながら支援していかないと思っています。

どこで誰とどう暮らしたいのかということに取り組めたら良いなと感じました。制度外になってしまうのですが、親子で入れるグループホームができれば、どちらもケアしながら安心して生活ができるのではないかと思います。親御さんが高齢になって倒れられてお子さんが地方の施設に入らざるを得ないケースがあるため、理想は親子で入れる施設です。

また、成年後見人の話に戻りますが、本人が、「あの後見人さんおっかなくて嫌なんだよね」と話されているのに、後見人を変えられず、どうしたら良いだろうと心苦しうことがあります。

○金子委員

北千住旭クリニックオリーブ会の金子です。

北千住旭クリニックは精神科クリニックで、その患者さんの家族で作っている会がオリーブ会です。当事者の方を見てきて思うことは、精神科病院に長く入院している方は、なかなか地域での生活がイメージできず、地域での生活を選択しづらい方が多いと感じます。最近では地域移行支援で地域での生活をより近くに感じられるようにして、スムーズな退院につなげるという支援が広まっています。病院や地域が頑張っているところではありますが、まだまだ進んでいないのかなと感じます。

また、精神障がい者の特徴の一つと感じますが、家族関係がうまくいっていない、破綻してしまっている方が多いと思います。本人が家族と暮らしたいと思っても、家族がそれを拒否して受け入れず、家族と過ごすという選択肢がないという方も多いです。

最近の傾向として、精神のグループホーム

は何年か前まで通過型しかなかったのですが、滞在型が増えて、退院後の行先の選択肢が増えつつある状況かなと感じています。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

病院や入所施設から地域移行するとなるとグループホームという選択になると思いますが、グループホームに住むとなるとお金がかかるということが、地域移行が進まない理由として大きいのではないかと思います。精神のグループホームの通過型は家賃がかからないと最近知りました。身体・知的のグループホームはそのような制度がありません。経済面の難しさから、希望の苑からグループホームへの地域移行が進んでいないのかなと思います。実際、希望の苑は地域移行型ですが、地域移行ができた方はほとんどいらっしゃらないと思います。

○佐藤委員

希望の苑の佐藤です。

生活介護の方は入所施設にずっといらっしゃる方がほとんどですが、自立訓練は二年という期限があるので、次のグループホーム等を探すということになります。一昨年度は7～8人いたと聞いています。

足立区に住んでいる方が施設に入っているの、毎週末実家に帰られたり、頻繁に面会に来られたりしています。そうすると地域というものがどこなのかということも悩ましいと思っています。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

住むところの選択は経済力によると思います。介護付き老人ホームのようなところは、親子で入れるところがあると聞いたことがありますが、かなりお金がかかるようです。

○山本部長

おっしゃるとおり、経済的な課題もあると思います。例えば、入所施設に使っていた予算を半分にして、その分を在宅の方やグループホームの家賃補助に充てるということが、障害者権利条約の在宅サービスの充実・仕組みの変更等というところに盛り込むことができれば、生活の場の選択肢も増えていくと思います。

その人自身の考え方を周りがいかに引き出して、暮らし方にそった支援ができるかが、今後の課題となると思います。

今すぐどのような改善策が求められるかということを決めていく場ではありませんが、支援される皆さん一人一人の声が大切で、今後も継続してこのような意見交換を続けていく必要があると思います。

それでは、一つ目の議事はここまでとさせていただきます。

(2) 合理的配慮等に関するアンケートの報告と今後の取組みについて

○和田事務局員

事務局の足立区障がい福祉センターの和田です。

「合理的配慮等」に関するアンケートの調査結果について、資料7にそってお話しします。

まず、改正障害者差別解消法の施行時期についてです。前回の部会の際は未定でしたが、その後、令和6年4月施行と確定しました。また、この施行に向けて今年の3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改定が閣議決定されています。資料8をご覧ください。カラー刷りのものに基本方針の概要が示されており、赤字の部分が今回の変更点です。第2-3「合理的配慮」では、建設的な対話が重要であり、事業者と障害者がよく話し合い、相互理解を深めることが強調されています。また、第4では、事業者の合理的配慮の義務化を踏まえ、省庁ごとにきめ細かな対応を行い、事業分野ごとに相談窓口をわかりやすく設けることが提示されています。さらに、第5には、国や区市町村の相談体制の整備が必要であると書かれています。地域協議会、足立区では権利擁護部会においても、地域の事業者の参画が差別解消に向けて望ましいとされています。

次に資料7の調査概要というところです。改正法の施行を踏まえて、地域の相談体制や解決策を検討する目的で、障がい者への合理的配慮について課題と好事例を共有するアンケートを実施しました。皆様、ご協力ありがとうございました。

設問1・2では、地域生活において障がい者が理解されずに困った場面や具体例について質問しました。回答は4ページのとおりです。例えば、「セルフレジが多くなり表示が

見えずとまどってしまう」、「救急車を呼んでも受け入れ先が見つからない」、「障がいを持ってから友達が離れていった」等の回答がありました。アンケート結果の取り上げ方ですが、他自治体の協議会で、バス会社への苦情など特定の企業について、事実確認のないまま一方の主張のみが議事録に公開されるといった問題があり、協議会の小澤会長からは、個別の取り上げ方に関しては慎重にという助言をいただいたところです。また、区として気になる回答として、「区の窓口が威圧的だった」という回答がありました。この点については区として接客等の改善に取り組む必要があります。障がい理解やユニバーサルデザイン、ダイバシティ、人権に関する区職員の研修・人材育成が非常に重要だと感じています。このアンケート結果をまとめると、交通機関・住まい・医療の場面で課題が多く挙げられました。また、あらゆる場面で障がい者が望むことが叶わないという意見もありました。課題としては、ハード面、つまり施設や環境、そして情報アクセス、理解や態度に関する問題があり、それぞれが複合的に影響し合っていると考えられます。

次に、設問3では、地域で困った時の対応、相談先を聞きました。この回答は7ページのとおりです。ここで気になった回答は、当事者・ご家族から「何もせずあきらめる」という回答がありました。このことについて、職場でも意見交換をしたのですが、実は支援者もあきらめて、あきらめさせているのではないかと感じます。例えば、障がいの種別によって「〇〇障がいの方は受け入れられません」と言われた時に、他をあたえることはしても、そうやってきた事業者にそれがどうしてなのか深堀りしたり、対話を重ねることなく、日々流してしまっているのではないかと思います。それが、私たち区の職員や支援者の課題でもあると感じます。また、回答の一つに、「作業所の施設長が理解ある不動産を紹介して、同行してくれた」という事例がありました。一番大切なことは、区の様々な窓口の職員を含め、身近な支援者が取り上げ、解決に繋げていくことと感じます。

資料8には、国の方で相談窓口の可視化を進めており、国の行政機関相談窓口一覧や事業分野ごとの相談窓口一覧がホームページに掲載されています。しかし、こちらに直接アクセスすることはなかなか難しいと思わ

れますので、身近な支援者の役割が非常に大きいと感じます。

設問4では、好事例についてお聞きしました。10ページに回答をまとめています。「困っている人に「大丈夫ですか?」と他の方が聞いている場面を見た」、「区役所の集団ワクチン接種で個別に案内してもらえた」等の回答がありました。精神の分野の方からは、人との対話をうまくするための調整ということが強調され、ご自身で説明するセルフケアによる手立ても挙げられています。知的障がい分野では、仕組みや工夫による人的なサポートの必要性が指摘されています。

設問5は活用できるツールについてお聞きしました。こちらの回答が12ページにまとめてあります。ツールというところでは、コミュニケーションボード等相手に示せる、わかりやすいということが大切というご意見が多かったです。人というところでは、何に困っているか聞くというように、一歩踏み込んだ配慮ということが挙げられています。仕組みの部分では、協議会の意見をどうあげていくのかというご意見もいただきました。

設問6の結果は13ページにまとめております。地域の事業者の理解促進についてお聞きしました。こちらでは、「こんなケースの場合どう対応したら良いかと相談できる窓口や、情報を共有できるネットワークを作ることが大切だ」というご意見がありました。また、区からの広報や周知などの工夫を求めるとご意見もありました。

設問4～6の結果を15ページにまとめています。合理的配慮や対話・調整の好事例については、対話が大切であり、安心して対話ができるための条件や工夫について、さらに皆様からご意見をいただければと思います。活用できるツール・人・仕組みについては、わかりやすい情報や特性を理解して対応してくれる人材や、意見をあげていく仕組みが重要というご意見がありました。さらなる取組みや広げ方について検討していく必要があります。地域事業者の理解促進に向けては、踏み込んだ発信や直接交流する場を設けることが重要というご意見がありました。資料8には、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されますという、国が事業者向けに作成したリーフレットがあります。地域事業者とのネットワークや協議会のあり方について、引き続きご協議いただければと思います。

○山本部長

二つ目の議題について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

国が作成したリーフレットによると、来年4月からすべての民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられます。果たして、どれだけの事業者が理解しているのかということはあると思いますが、行政機関だけでなくいろいろな場面で合理的配慮が求められてくると思います。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

今回のアンケートは7名が回答ということで、少なく、偏った意見かと思えます。もっと広い範囲にアンケートをしないと意味がないと思いますが、そのような予定はありますか。

○二見事務局員

障がい福祉課の二見です。

合理的配慮の調査ではないですが、障がい者の方へ地域で生活していて差別的な対応をされたことがありますかというようなことは、障がい福祉計画を作るための調査の項目に含めています。民間事業者へ合理的配慮の提供についての調査や、好事例を拾うという調査は現状ではできていません。

○山本部長

アンケートをする機会があれば、やっていければと思います。この部会は支援者が中心ですので、民間事業者など広く一般の方の意見を聞くことができれば、非常に興味深いと思います。

ハローワークでは、お仕事を探しに来た障がい者の方へ工夫・配慮していること等あります。

○薄田委員

ハローワーク足立の薄田です。

ハローワークにはいろいろな障がいの方がいらっしゃいますので、その人に合わせた対応をしています。例えば、窓口は連なっていて隣の人の声が聞こえるような場所になっておりますので、それが苦手な方には一番端の席で対応しています。また、手話通訳者を毎週決まった日に配置しています。ハロー

ワーク足立は手話通訳を利用する人が多くいます。他のハローワークは手話通訳の方を配置してもあまり利用される方がいらっしゃらない。

人によって話し方を変えたり、車いすの方や支援者と一緒に来た方とは広い場所で相談するなどしています。

○山本部長

細かいことですが、相談窓口は一般の方も障がいの方もいらっしゃる所ですので、個別の対応になってきます。「合理的配慮は負担が重すぎない範囲で行う」と書かれています。障害者権利条約にあった社会モデルを進めていく方法の一つとして合理的配慮があると思います。社会のハードルを下げる、障がい者の方に合わせて障壁を取り除くという手法として、合理的配慮があります。

アンケート結果で気になったところがありまして、設問3「地域で困った時にどうしているか」というところで、「何もせずあきらめる」というご意見が複数あったことです。合理的配慮が取られていないところに行ってしまった結果、なぜですかという深掘りをする事なくあきらめてしまったということです。福祉や介護の事業所ではなく、もしかしたら生活に根差した仕事関係や金融機関、不動産関係等の場面で配慮の行き届いていない所があったのかと思うのですが、私としてはどうしても気になったところです。

このアンケート結果を見ていると、ツールを設置するだけでなく、人の動きひとつで合理的配慮が行えることもいくつもあると思います。

○金子委員

北千住旭クリニックオリーブ会の金子です。

精神障がいの方は、外から見ると障がいがあるとわからない方が多いと思います。交通機関を利用する時等、配慮が必要な方は目立つようにヘルプマークをつけていたり、自分から「こういう配慮をしていただけませんか」と説明できる方もいます。逆に精神障がいをオープンにしたくないという方も多いです。自分からオープンを望まないが故に、辛い立場になってしまう方も結構いらっしゃるのかなと思います。

アンケート結果で、「障がいを理由に住ま

い探しを対応してもらえなかった」という回答がありましたが、私も精神障がいの方の住まい探しをお手伝いすることがありました。入居申し込みで本人確認書類を出す時に、精神の手帳を出すで一発アウトです。何回も門前払いをくらいました。しかし、中には理解を示してくれる不動産もいて、契約をしてもらったこともあります。現在、東京都で住まい探しが困難な方を支援するネットワークを作っているようです。

また、働くということについて、就労移行支援事業所の方と話をする機会がありました。障がいをオープンにして仕事を探したい人は、自分の障がいをどのように伝えて、何が苦手で、どのような配慮が必要なのかということ自分の言葉で説明できるように支援しているそうです。

○小杉委員

成仁病院の小杉です。

「何もせずあきらめる」という回答が胸に刺さりました。自分の支援を振り返ると、居住支援で家を探している時に「精神障がいの方は無理です」と言われて、「じゃあ次行こう」という支援をしてしまっているなと思いました。このような場面に遭遇した時に、自分に何ができるか、協議会として何ができるか、皆様からご意見いただければありがたいです。

また、先ほど金子委員がお話ししていた就労移行の部分で、自己開示を先にする、自分の特性をプロフィールシートにまとめるということをよくやっています。個人情報の問題もありますが、必要な時には共有して支援していくということも一つの方法として良いのではないかと思います。

○山本部長

何もせずあきらめるということが無意識にやっている可能性もあるかもしれません。私も思い返してみると、そのような対応があったかもしれないと思います。

○和田事務局員

事務局の和田です。

障害者雇用の分野では、障害者雇用促進法に基づき、今般の差別解消法の法改正を待たず雇用主による合理的配慮の提供が義務化されています。その中でハローワークや就労

支援機関の動きが出てきて、合理的配慮の交渉や働きかけについて一歩前を進んでいる分野だと思います。また、住まいのところでは、東京都の居住支援協議会や足立区の居住支援協議会の取り組みがあります。足立区では、「あだちお部屋探しサポート事業」で障がい者等住まいを探しにくい方への支援が始まっています。相談する窓口はできつつあるかと思います。ただ、雇用や住まいの限定された分野ではなく、様々な分野で相談があった時に、事業者はどう働きかけていけば良いか、事業者をどう巻き込んでいけるかということも考えていければと思います。

○山本部長

この場に集まっている方々は合理的配慮を含み済みで支援されていると思います。それが、来年度から全ての事業者に義務化されるということで、どのように啓発していくかということは課題であると思います。

○小川事務局員

事務局の小川です。

一つ目の議題の最後の方で、意思決定支援をどうしていくかという話がありました。自分で言える人、自分でいろいろできる人はそれで良いと思いますが、チームで支えていけないといけない方もいらっしゃると思います。資料8のリーフレットに、「障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて」とあります。申出がなかったら何もしないとやっているわけではないと思いますが、字面ではそのように捉えられます。そのようなことを考えると、チーム支援は必要だと思います。その方を支えるチームの中で、合理的配慮について働きかけるといようなことが必要かなと、皆様の話を聞いていて思いました。一人で立ち向かっていくことは難しいと思うので、チームで役割分担をして関わっていくということが一つの方法としてあるのかなと思いました。

○山本部長

自ら表明できない方も多くいらっしゃる中で、何もせずあきらめるという状況に陥った時に、本人も含めたチームの中でどのようにすることが望ましいかということを考え

ていければと思います。

民生委員さんの活動をする中で、障がい者を含めた地域の方々の方々のことで困ったことなど相談を受けたことがありますか。

○島田委員

具体的な相談を受けたことはないですが、困った時に相談できるように連絡先を交換しています。また、民生委員の仲間が独自に作った、何かあった場合にこの地域ならここに連絡すれば良いというリストを見せてもらいました。その表はとてもよくできていて、施設名、連絡先だけでなく、具体的な事例があがっていて、私も真似をしてみようと思いました。

○山本部長

民生委員さんは然るべき相談窓口につながるということが一番の役割だと思います。地域ごとの相談窓口のリストは、活動の役に立つツールですので、いろんな地域のツールができあがると良いと思います。

○成田委員

ピアサポーターの成田です。

何もせずにあきらめるということについて皆さんの意見を聞いて、自分も何もせずにあきらめる生活をしていたと思いました。気分が重くなって何もやる気が起きなくなってしまう。何か促されても自分の中で否定的な方向に進んで、何をやっても失敗するのではないかということが頭に浮かんで、周りの意見を聞けない状態になってしまいます。そういうことで何もせずあきらめるという回答になったのだと思います。どうしたら良いかという、その時はそっとしておいてほしい、見守ってほしいという思いがあります。服薬や入院で自然と良くなっていくので、これをやってみたいと本人から話があったら、支援者の方には相談窓口等を紹介してもらえればと思います。

○山本部長

やはり最初の入口の段階で断られてしまうという経験が、やる気を阻害してしまい、動きたくないという思いにさせてしまうことが課題の一つでもあると思います。そのなった時には少しそっとしておいて、回復してから一緒に動いてほしいということ

した。

設問5のところ、「公共の交通機関を利用するとき、駅のホームにエレベーターが設置されているが、ホームの端にあることが多いので、乗り換えに非常に時間がかかるといふ声をどうしたら国や交通機関の関係者に伝えられるか」という意見がありました。何か伝えられる機会はあったりするのでしょうか。

○小川事務局員

事務局の小川です。

それはとても大切なことだと思います。最初に佐藤委員からも広くアンケートをとったご意見もありました。みなさんがどのように考えているのかを把握することは、大事なことだと思います。私がこの場で大それたことは申し上げられないのですが、この場でいただいたご意見はしっかり留めておいて、どこかのタイミングで考えていかなければいけないと思っています。せっかくの協議の場ですので、いただいたご意見をどのように反映させていくかということは考えていかなければいけないと思っています。

○和田事務局員

事務局の和田です。

年に1回、どのような相談があったかという国からの調査がありますので、部会・協議会を通じて把握したご意見について、あしすことから報告していきたいと思っています。

○鈴木委員

父母の会の鈴木です。

駅のホームにあるエレベーターの設置場所についてです。ホームを降りてすぐエレベーターがあると皆さんがドドッと利用してしまい、一回目で乗れることはほとんどありません。北千住駅のようにエレベーターが端にあると、皆さん階段やエスカレーターを利用するので、エレベーターを利用するのは車いすの方がほとんどです。杖をついた高齢のご夫婦がエスカレーターを利用しようとしている時に、危ないと思って「エレベーターがこちらにありますよ」と声かけをしたことがあります。ご本人にとってはリハビリのつもりで歩かれているのかもしれませんが、声かけだけはして後はご本人の意思に任せようと思いました。エレベーターが近くにある

と一般の方もたくさん利用しますのでそれはそれでどうなのかなと思いますし、端っこにあるエレベーターは後付けで設置されたため仕方ないのだろうと思います。みんなのいろいろな意見があるのかなと感じます。

○山本部会長

いろいろな意見を聞いて、総合的に何が一番求められているのかを考えて、しっかり対応するというプロセスもあるかと思います。

○田中委員

人権擁護委員の田中です。

今、話に出ている公共交通機関のことは私が回答したのですが、ここでたくさん勉強させていただいて、二つの路線を乗り継ぐのに健常者の倍くらい時間がかかるといふ話を伺いました。確かに駅など整備されてきていますが、まだまだ困難を感じる人はいるんだと知りました。大変勉強になったのですが、自分だけが勉強していたのではだめで、もっと大きな声として伝えていかなければいけないと感じ書かせていただきました。

自分も初めて分かったのですが、駅には下りのエスカレーターが少ないです。歳をとってから下りほど大変なものはないと感じています。そのようなことをどのように自治体や国や交通機関に伝えて改善していくのか、すごく時間はかかるといふと思いますが、一人の声を大きな声にして上げていくことで良くしていくことにつながるといふと思います。

人権擁護委員としてこの場に参加させていただいているので少しお話させていただくと、足立区で対面相談を月1回行っています。私は人権擁護委員をやって7年くらい経つのですが、障がいのことで相談を受けたことは実はありません。また、法務局で電話相談やLINE相談を受けています。電話で話すことが苦手な方もいるので、最近LINE相談が始まりました。LINE相談は関東地方でまだこのような制度ができていないということで、東京都で関東一円の相談を受けています。先日1日に7件の相談を受けたのですが、全て他県の相談で、障がいに関する相談はありませんでした。また、学校で人権教室を行っています。学校の方からこのテーマでお願いしと言われる時に、小学校で一番多いのはいじめで、最近増えてきているのはLGBTQについてで、やはり障がい者というの

はないです。以前、東京パラリンピックの時に障がい者スポーツを通じて子どもたちに教育していくのであれば、障がいがあるのにすごいねではなく、自分たちも一緒にやってみて、何て大変なことをやっているんだろうと体感していかないと他人事になってしまうのではないかと学校へ話したことがあります。

また、ヘルプマークについてですが、分かっている人が少ないと思います。パンフレットなどもたくさん作っていただけていますが、なかなか浸透していないと思います。制度がいろいろできて少しずつ進んでいくと思いますが、あとはやはり人との関わりだと思いました。

○山本部長

いろいろと仕組みができていっても、最終的には人とのつながりということでした。そうは言っても、合理的配慮がなされないと、人だけでは限界が来るのかなとも思います。

国や交通機関に意見を伝えるという一つのご意見でした。一方でちがう意見もあると思うので、本当に必要とされるものを然るべきところに伝えていくことができれば良いと思います。いろいろな場面でご意見をいただくということが一番大切になります。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

障がい重度だと、合理的な配慮だけだと全然生活が成り立たないです。家族には過度な負担がかかっているの、人が動くところにはしっかり予算をつけていただけると生活がしていけるかと思います。

○山本部長

合理的配慮は事業者の過度な負担にならない範囲でありますが、ずっと一緒にいるご家族はいつも負担を背負いながら生活しているということが現実です。合理的配慮の取組みがもっと社会に根付いていくことで、人の考え方も変わっていくことを目指しています。福祉や介護に携わっていない人でも、障がいの方が地域で生活して行くためにどのような対応をしたら良いかということを考えて、障がいのある方が住みやすい、暮らしやすい地域になると良いと思います。

○吉田委員

花畑共同作業所の吉田です。

知的障がいの方が活動する場に参加しており、ヘルプマークの他にこんなマークがありますというチラシを区の方が知的障がいの方へ配ってくれました。しかし、何も説明がなく、もしかしたら知的障がいだからわからないと思われたのかもしれないですが、私の方から「ヘルプマークの他にもこんなマークがあるから知っていようね」と補足説明をしました。チラシを配ることがお仕事だったと思うのですが、もう一步踏み込んで、寄り添ってもらいたいと思いました。

○山本部長

チラシを配るだけでなく、分かりやすく伝えるということが合理的配慮ということですね。啓発等は一方通行になりがちになってしまいます。合理的配慮が来年4月から義務化されるということで部会で何かあれば協力させていただきたいと思います。

予定されていた議事は終わりましたので、進行を事務局へお返しします。

4 事務連絡

(1) 事務連絡

○小川事務局員

事務局小川です。

皆様、いろいろとご意見いただきまして、ありがとうございました。

事務局より事務連絡をいたします。本日の議事録につきましては、案ができ次第、皆様にお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。

今後の開催予定ですが、昨年までは2回でしたが、今年度は3回を予定しています。第2回は令和5年11月13日(月)午後2時から、第3回は令和6年2月7日(水)午後2時からで、場所はいずれも障がい福祉センター5階ホールになります。

以上で令和5年度足立区地域自立支援協議会第1回権利擁護部会を終了させていただきます。お暑い中、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。